

令和6年第9回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和6年9月4日（水）午前10時00分～午前11時57分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 奥村 昌美教育長、野崎 憲次教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 岩佐教育総務課長、原田教育対策監、寺原教育総務課長補佐、濱本社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前10時00分）

奥村教育長 只今から令和6年第9回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 それでは日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉 桂一委員を指名します。よろしくお願ひします。

小泉委員 はい。

奥村教育長 日程第2「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、9月4日の1日間とすることに御異議ございませんか。

委 員 員 はい。

奥村教育長 それでは会期は9月4日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、まず、令和6年第2回臨時会議事録に記載した内容について御異議ございませんか。

委 員 員 異議なし。

奥村教育長 それでは御異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、令和6年第8回定例会議事録に記載した内容について御異議ございませんか。

委 員 員 異議なし。

奥村教育長 それでは御異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付の「令和6年8月教育長執務」によりご報告いたします。

8月1日、社会教育関係ですが、増田工務店様より、会社の創立70周年の記念といたしまして、マスダスタジアムの整備機器の贈呈式がございました。

同日、町スポーツ・レクリエーション祭の実行委員会が行われております。

3日、高鍋町先賢と文化財 特別講座石井十次の第2回目が行われております。これにつきましては、11月のフォーラムに向けてですね、あと2回ほど計画されてます。

7日、令和6年度市町村教育長県教育庁課室長等人権教育研修会及び宮崎縣市町村教育長連絡協議会の研修会が行われております。内容は後ほど詳しくまたお話ししたいと思います。

奥村教育長 9日、部活動の地域連携・地域移行に向けた市町村教育委員会との情報交換が行われております。これも後で情報を共有したいと思います。

19日、決算審査意見書提出。監査委員からの報告がございました。学校関係でいうと、東小学校の花壇や校庭の草がのびていることに対して、PTAが解散した影響があるのかという質問がありました。それから、施設老朽化については、小中学校全て含めて、今後、長寿命化に向けて計画的に取り組んでいくという話をさせていただきました。町長も、学校教育においては、危険箇所等について、優先的に組んでほしいという回答をいただいております。

29日、令和7年4月1日人事異動に関する市町村教育委員会ヒアリングがありますが、台風のために延期になって、昨日行われました。

ここで資料を配付します。8月22日付け県の教育委員会の方からの文書ですが、教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底についてです。そこに記載されておりますように、教職員による交通法令違反、交通事故等が発生しました。8月に入っては知事部局で県職員が県迷惑防止条例違反によって逮捕されるというような、信用失墜行為が起こっているのではありませんかということ。学校の方もですね、これを配布いたしまして、サービスの徹底について指導いただいているところでございます。

それともう1つですが、部活動の地域移行について。県教育委員会の資料の1番上に背景が書いてあります。少子化が非常に進行している。それから、将来にわたって子どもたちがスポーツ、文化、芸能に継続して取り組むことができるように、さらには部活動に携わる教師の負担軽減ということを目的に、この地域移行が進められています。実質を言いますと、県内の中学生、平成25年から令和5年の間にですね、生徒総数は2,682名減少しております。部活動生は5,126名減少しております。生徒の減少よりもさらに部活動をする子どもたちが減っているというような状況です。ただ、部活動はしないけども地域で活動しているという子どもたちも実はおりますので、その数を相殺してのこのマイナス5,126名というような実数になっております。

こういう中で、3つ目の丸にあるように、地域の実情に応じて地域移行を進めていこうということで、先日県のスポーツ振興課が来られました。学校部活動ですが、簡単に言いますと、部活動指導員や外部指導者を確保しましょう、それから、週あたり2日以上以上の休養日を取りましょうということをやっています。それから2番目ですが、新たな地域クラブ活動ということで、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会等の体制を整備しましょう、地域移行にあたって協議会を作って話し合ってくださいということですね。

それから3番目、地域移行に向けた環境整備ですが、休日における地域の環境整備を着実に推進しましょう。それから、※のところですが、拠点校方式による部活動の導入や部活動指導員等を導入しましょう。これは令和7年度の重点取り組みになっておりますので、来年度しっかり取り組んでいきたいと思います。この拠点校方式につきましては、現在すでに進められておまして、男子バスケットボール、柔道、ラグビー、サッカー、硬式テニスが拠点校方式です。その下の丸ですが、令和5年度から7年度までの3か年を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつ

奥村教育長 一つ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すということで、来年度までに、しっかりこの地域連携、地域移行を推進していただきたいということがきております。一番下ですが、なかなか地域クラブでは大会に参加できないという条件等もありますので、この大会参加資格を団体の方が考えることになりましたが、地域クラブの参加についても検討していきましょうという動きがございます。

この地域連携と地域移行については、もう1枚の紙がスポーツ庁のやっているものです。地域連携というのは、地域の中学校が集まって合同部活動を組むということです。それから、地域移行というのは、完全にもう学校ではなくて地域クラブで活動しようということなのです。この両方の面から部活動を進めていきましょうという動きが、今進んでるということでした。県の方とは、先ほどの大会参加資格のこと、あるいは地域の指導者がなかなか確保できないこと等、いろんな質問あるいは意見交換をさせていただいたところです。高校の方にも徐々に来るかなと思いますが、高校はまだそこまで実は考えていないというか、今からかなという感じです。中学校がしっかり整備された上で、高校を考えていくことになる。そういう意見交換を県としましたので、ご報告いたします。

脱線しましたが、次のページが9月の予定になります。ご覧の通りですが、議会がございます。明日から本会議がスタートして、来週が一般質問ですが、学校に関する質問等もありますので、また後で内容をご確認いただければと思います。

13日、東小学校の計画訪問がございますので、よろしくお願ひします。

25日、議会の最終日です。

社会教育の方では、7日に3回目の文化財特別講座というのがございます。

26日、国民スポーツ大会高鍋町実行委員会の設立総会がいよいよあります。他の市町村でもすでに事務局等を設置されております。競技種目はバドミントンと軟式野球が行われますが、実行委員会を立ち上げて準備を進めていくということになります。以上、まとめて8月の報告と9月の予定について報告いたしました。よろしいでしょうか。

委員 (質疑なし)

奥村教育長 それでは、日程第5 議案第34号「高鍋町立学校教職員労働安全衛生管理要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第34号をご覧ください。高鍋町立学校教職員労働安全衛生管理要綱の制定についてでございます。まず理由についてでございますが、本要綱は、労働安全衛生法に基づき、高鍋町立学校に所属する教職員の労働安全衛生管理体制を整備するためのものがございます。健康診断及びストレスチェックの実施、これはもう実際行っておりますが、その実施やそれに伴う面接指導體制の整備、ならびに長時間労働や疲労の蓄積が認められる教職員への面接指導體制を整備するために定めるものがございます。この面接指導體制を整備するところが今回の制定の大きなポイントになります。県の財務福利課からの要望と言いますか、そういったところも今回の整備の元になっております。

それでは、要項の第3条をご覧ください。第3条の(1)ですが、統括安全衛生管理者

教育総務課長 が教育総務課長となります。そして、(2)衛生推進者が養護教諭ということになります。続きまして第4条、こちらが職務になりますが、統括安全衛生管理者は、学校長及び衛生推進者を指揮し、業務を統括管理するということとなります。学校長は衛生推進者を指揮、衛生推進者は、衛生管理に関する技術的業務を行うということになります。続きまして第5条、高鍋町立学校管理医を教育委員会が委嘱する者をもって充てるということになります。こちらの健康管理医につきましては、現在、宮崎県健康づくり協会に所属されます医師にお願いするというので現在計画をしております。そして、第5条の(2)でございますが、ストレスチェック、こちらは先ほど申し上げました通りすでに行っておりますが、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく高ストレス者の選定や、面接指導等の事後措置に関することを行ってまいります。

続きまして、第15条をご覧ください。長時間労働による面接指導等、こちらが今回の大きなポイントです。教職員のうち、長時間労働による面接指導の対象となるのは、週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる教職員とし、面接指導は健康管理医が行うものとする。そして、次の第16条、その他の面接指導等を読み上げます。その他教職員本人の申し出または学校長からの報告により、疲労の蓄積が認められると統括安全衛生管理者及び教育長が判断した教職員においては、面接指導の対象とする。こちらの方が今大きなポイントということで、文部科学省の体制整備の中でここが出てくるんですが、学校における面接指導体制の整備を行ってくださいというところの部分がここになります。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

奥村教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等はございませんか。

小泉委員 学校医がいますが、同じ人になるという可能性は今のところあるのでしょうか。

教育総務課長 ないです。学校医は町内のお医者さんになっておりますけど、今回お願いする健康づくり協会所属のお医者さんは健康管理としての知識を持つ方をお願いする形になります。

奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

奥村教育長 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。議案第34号「高鍋町立学校教職員労働安全衛生管理要綱の制定について」は、御承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第35号「高鍋町児童生徒の各種大会出場に関する補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第35号をご覧ください。高鍋町児童生徒の各種大会出場に関する補助金交付要綱の制定についてでございます。まず、理由についてでございます。今回新たに制定する本要綱は、高鍋町の児童生徒が各種大会に出場する際の派遣費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。補助金の申請方法や補助金の額を大会区分に応じて1人あたり一律で支給することなどの必要な事項を

教育総務課長 規定しております。具体的には、①県大会については、1人につき500円を支給。ただし、会場が西都市、新富町、木城町、川南町、都農町の場合は支給しない。②九州大会については、1人につき10,000円を支給。ただし、会場が沖縄県の場合は1人につき20,000円、③全国大会については、1人につき20,000円の支給となります。支給額につきましては、近隣市町村及び社会教育課所管の高鍋町社会体育関係県外大会出場奨励金交付要綱を基準に設定をしております。なお、本要綱制定に伴いまして、高鍋町児童生徒の各種大会出場に関する交付金交付要綱については廃止をいたします。こちらの廃止となります交付要綱につきましては、皆様の机にお配りさせていただいておりますので、そちらも参考に合わせてご覧いただけたらと思います。

交付要綱の中身の方に移りたいと思います。第2条をご覧ください。各種大会の補助金は、学校長へ交付することとなります。こちらは、今までの交付要綱と特に変わりはありません。続きまして、第3条です。交付金の対象となる大会は、学校教育活動の一環として参加する各種大会で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。中学校体育連盟又は教科教育研究会の主催する大会であること。こちらは、今までの要綱と変わりはありません。(2)宮崎県大会、九州大会又は全国大会であること。ただし、高鍋町内で行われた大会は対象外とする。続きまして、第5条をご覧ください。補助金は、先ほど御説明いたしましたように、別表に掲げる大会区分に応じて交付をいたします。ただし、九州大会及び全国大会が宮崎県で開催される場合には、宮崎県大会区分とし、全国大会が九州で開催される場合には、九州大会区分に準ずるものといたします。こちらは1番最後の方になりますが、別表第5条関係、こちらに一覧表がありますが、1番最初に御説明いたしました内容等はこちらに別表としてまとめられております。これ以降が申請の様式等になります。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

奥村教育長 只今の説明につきまして、何か質疑等ございませんでしょうか。

野崎委員 1つ確認ですけど、よろしいでしょうか。補助金の対象となる大会は、学校教育活動の一環として参加する各種大会ということですので、主に中学校ということになる。小学校は学校教育活動の一環としてやってるのは、例えば合唱とか吹奏楽とかやっていると、町内ではないんですけども対象になるということですね。

教育総務課長 そうですね。主には中学校のケースが多いですので、そこを中心に作ってあるものだと認識しております。いわゆる中体連関係の申請が一番多いと思うんですが、今までは交付金での交付ですが、今後は補助金で交付します。少年団につきましては、社会教育課の対象として支出しております。これは以前からです。学校教育に関するものが教育総務課で、それ以外で対象となるものは社会教育課の支出になります。

野崎委員 はい。ありがとうございます。先日、小学生がバドミントンの全国大会に行ったという話を聞いたんですけども、そういうことに対しては、その社会教育課の方になるんですね。

教育総務課長 はい。

野崎委員 わかりました。ありがとうございます。

奥村教育長 結構支出調書が回ってくるんですが、スポーツ少年団や地域クラブでやってる子た

奥村教育長 ちが全国大会に行くことに対しての補助金交付が結構たくさんあります。
野崎委員 ありがとうございます。
奥村教育長 それでは他に質疑等ございませんでしょうか。
委員 はい。
奥村教育長 それでは、質疑を終わります。議案第35号「高鍋町児童生徒の各種大会出場に関する補助金交付要綱の制定について」は、御承認いただけますでしょうか。
委員 はい。
奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 （資料に基づき報告）
奥村教育長 続いて、社会教育課長お願いします。
社会教育課長 （資料に基づき報告）
奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。
委員 （質疑なし）
奥村教育長 それでは、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第5号）」は、御承認いただけますでしょうか。
委員 はい。
奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第37号「令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 （資料に基づき説明）
奥村教育長 続いて、社会教育課長お願いします。
社会教育課長 （資料に基づき説明）
奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。
小泉委員 紙芝居はもうできているのでしょうか。
社会教育課長 これからです。今回寄附された方が、石井十次の紙芝居は結構あるけれども、秋月種茂公の紙芝居というのを見たことがないということで、できれば種茂公の紙芝居を作ってほしいということでの寄附が今回ございました。ですので、それを制作しまして、各小学校とか図書館に配付し、貸し出し等にも対応したいと考えてます。

奥村教育長 よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。
委員 （質疑なし）
奥村教育長 それでは、議案第37号「令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）」は、御承認いただけますでしょうか。
委員 はい。
奥村教育長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

奥村教育長 た。

次に、日程第9「令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係）について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 （資料に基づき報告）

奥村教育長 続いて、社会教育課長をお願いします。

社会教育課長 （資料に基づき報告）

奥村教育長 只今の報告につきまして、質疑はございませんか。

野崎委員 感想なんですけども、ウェブサイト使用料で、キュビナかロイロノートとか、いくらお金を使ってるのか、足してみたら700万円ちょっとしてるわけですよね。昨年度まで私、学校にいて、先生方は一生懸命使っています。若い先生は携帯や大型テレビも使っています。子供たちも、空いてる時間に一生懸命使ってますので、こんなにお金がかかっているなら、今後より活用してもらえるように働きかけていけたらいいなと思ったところでした。

奥村教育長 ありがとうございます。他に質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

奥村教育長 よろしいでしょうか。それでは、「令和5年度高鍋町一般会計歳入歳出決算（教育委員会関係）」についての報告を終わります。

次に、日程第10「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 （資料に基づき報告）

奥村教育長 以上で報告を終わります。

次の議案第38号は非公開といたしますので、その前に、次回の定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 （資料に基づき説明）

奥村教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

奥村教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては、事務局提案のとおり10月4日（金）に開催するという事によろしいですか。

委員 異議なし。

奥村教育長 御異議なしと認めます。次回定例会の日程は、10月4日に決定いたしました。

（社会教育課長退室）

奥村教育長 日程第11 議案第38号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。

※非公開

奥村教育長 以上で、本定例会に附議された案件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 6 年 10 月 4 日

高鍋町教育委員会 教 育 長

高鍋町教育委員会 教育委員